

商店街関連施策の実施状況

中小小売商業振興法① 法目的及びスキームの概要

目的: 商店街の整備、店舗の集団化や共同店舗等の整備等、中小小売商業者が共同して行う高度化事業を円滑にし、また、一般中小小売商業者の経営の近代化を促進するなどによって中小小売全体の振興を図り、その成果を通じて、国民経済の健全な発展に寄与すること。

法に基づく振興指針

- 国が作成

高度化事業計画の策定

- 振興指針に基づく以下の事業計画であり、商店街振興組合、事業協同組合、特定会社等が作成
(事業の具体的内容及び目標、実施時期、必要資金額等に関する計画)

- ①商店街整備計画(商店街の区域で店舗、アーケード、街路灯等を設置する事業)
- ②店舗集団化計画(新たなまとまった区画に店舗、アーケード、街路灯等を設置する事業)
- ③共同店舗等整備計画(中小小売商業者等の店舗若しくは共同店舗等を設置する事業)
- ④電子計算機利用経営管理計画(電子計算機を利用して経営管理を合理化する施設等と設置する事業)
- ⑤連鎖化事業計画(継続的に商品の販売等をしかつ経営に関する指導を行うための施設等を設置する事業)
- ⑥商店街整備等支援計画(商店街の区域等において共同店舗、アーケード等の施設等を設置する事業)

高度化事業計画の認定

- 都道府県知事が認定
(ただし、④電子計算機利用経営管理計画及び⑤連鎖化事業計画は経済産業大臣が認定)

事業実施

<具体的な事業例>

- ①教養文化施設(多目的ホール、展示場、自動遊戯施設等)、②スポーツ施設、③アーケード、④カラー舗装、⑤駐車場、⑥インキュベータ施設、⑦イベント広場、公園、緑地、公衆便所等一般公衆利便施設、⑧電子計算機及び共同利用のための関連機器設備等、⑨ファサード整備など

中小小売商業振興法② 施行状況

○中小小売商業振興法が施行された昭和48年度から平成19年度まで、延べ2,907件の高度化事業計画が認定されている。この内、同法第4条第1項の商店街整備計画については、2,182件ののぼり、全体の75%を超える認定数となっている。

○近年は、全計画を通して認定数は減少傾向にある。

	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
①商店街整備計画	345							59	64	63	48	54	50	46	52	49	57	43
③共同店舗等整備計画	132							23	28	28	11	24	32	19	13	21	16	7
⑤連鎖化事業計画	16									1	1				1			
合計	493							82	92	92	60	78	82	65	66	70	73	50

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
①商店街整備計画	83	116	130	146	114	100	95	99	75	57	53	64	30	23	22	27	18	2,182
②店舗集団化計画		1		1		3	1	1		1					1			9
③共同店舗等整備計画	18	25	22	32	26	23	16	8	16	5	5	3	1					554
④電子計算機利用経営管理計画		4	2	2	2	1	1	6	15	13	19	9	10	2	2	1		89
⑤連鎖化事業計画		2	1	2			2		1									27
⑥商店街整備等支援計画	5	7	1	4	9	8	4	1	3			1				3		46
合計	106	155	156	187	151	135	119	115	110	76	77	77	41	25	25	31	18	2,907

※平成3年、制度改正により、②店舗集団化計画、④電子計算機利用経営管理計画、⑥商店街整備等支援計画が対象に追加

中小小売商業振興法③ 計画認定の例

長崎県対馬市『株式会社まちづくり厳原』

旧厳原町のまちづくり会社として設立された『株式会社まちづくり厳原』は、再開発事業で設置された対馬市交流センターの保留床を取得。中小小売商業振興法第4条第6項の商店街整備計画の認定を受け、商店街に不足した業種である食品スーパーを核テナントとした共同店舗整備を行い、商店街の魅力向上を図っている。



長野県諏訪市『上諏訪商店街振興組合』

諏訪市本町商店街は、昭和初期の看板建築が7割以上残る、専門家からも評価の高い町並みとなっている。上諏訪商店街振興組合では、中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画の認定を受け、商店街改造事業を実施。特徴的な看板建築を活かしつつ、各店舗の屋号統一看板の設置や外壁の色彩、オーニングを統一するといったファサード整備をすることにより、魅力ある商店街を形成し、にぎわい回復を図っている。

福岡県太宰府市『太宰府プラムカード共同組合』

太宰府プラムカード共同組合では、駅前の商業集積を中心にポイントカード『プラムカード』事業を展開している。平成18年度、ポイントカードシステムのリニューアルにあたり、中小小売商業振興法第4条第4項の電子計算機利用経営管理計画の認定を受け、事業を実施。高齢者に配慮したコミュニティバスの利用ポイントを付加するなど内容を充実することにより、郊外大型店への消費の流出を防ぐとともに、地域の活性化を図っている。

東京都豊島区『巣鴨駅前商店街振興組合』

巣鴨駅前商店街振興組合では、中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画の認定を受け、既設アーケードの上にソーラーパネル188枚を設置する共同施設整備事業を実施。ソーラーアーケードの完成により、経費節減を図るとともに、環境に配慮した商店街としてイメージアップし商店街の活性化を図っている。



補助事業「中小商業活力向上事業」

事業概要：商店街振興組合等が一体となって行う、少子高齢化への対応や安全・安心なまちづくり、商店街の生産性向上等の全国的課題に対応する商業活性化の取組に対して支援を行い、商店街ににぎわいを創出し活性化を図る事業。

実施状況：補助金額的にはアーケード整備等の施設整備費にかかる補助が多くなっているが、件数的にはソフト事業の割合が高くなっている。補助対象を拡充した平成20年度は補助件数の倍増が予想される。

				平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設整備		教養文化施設整備 アーケード整備 カラー舗装 等	件数	17件	18件	11件
			補助額	11.1億円	8.3億円	5.0億円
事業費	ハード	テナントミックス店舗整備 ファサード整備 防犯カメラ設置 等	件数	26件	14件	32件
			補助額	6.4億円	1.3億円	3.0億円
	ソフト	イベント事業 空き店舗活用事業 情報提供事業 等	件数	26件	22件	55件
			補助額	0.8億円	0.7億円	4.3億円
合計			件数	69件	54件	98件
			補助額	18.3億円	10.3億円	12.3億円

※平成18年度、19年度は、「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」として実施。

※平成20年度は、10月末時点の実績。

専門家派遣「商業活性化アドバイザー派遣事業」

事業概要: 商店街が抱える課題に対応するため、商店街振興組合等に対し、中小企業基盤整備機構が、あらかじめ登録された中小企業診断士、建築士等、専門的知識を有したアドバイザーを派遣する事業(7日まで自己負担なし)。

実施状況: 平成18年度、19年度と、派遣先は300ヶ所を超え、1ヶ所当たりの派遣日数は平均4～5日程度となっている。「商店街活性化策、コンセプト作り」や「イベント実施」、「個店・売場改善」に対する相談内容が多くなっている。

【派遣実績】

	派遣先数	延べ日数	1ヶ所当たりの平均日数
平成18年度	309ヶ所	1,589日	5.1日
平成19年度	309ヶ所	1,441日	4.7日
平成20年度	179ヶ所	595日	(3.3日)

※商店街事務局強化アドバイザーを含む
 ※平成20年度については、10月末時点の実績

【相談内容】

